

障害福祉事業所から見た一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時利用

研究分担者 野崎 智仁 (国際医療福祉大学)

【研究要旨】

栃木県那須地域の障害福祉事業所から考える一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時利用について論じた。那須地域においては、利用者にとって必要であると判断されれば、これまでも柔軟に支給決定がされていた。しかしながら、他の地域では状況が異なるようであり、今後の一時利用について、支給決定が不足なく提供されることを期待したいが、一方で一時利用のあり方について今後も継続的な議論が必要であると考えられる。

A.研究目的

就労系障害福祉サービスにおいても、障害者が企業での就労時間を延長させていくことや復職支援が必要であるという見解が厚生労働省障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会(2021)において示された。

そこで、本稿では栃木県那須地域の障害福祉事業所から考える一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時利用について論じる。

B.調査方法

筆者が携わる栃木県那須地域の就労系障害福祉サービス事業所でヒアリング調査を行った。

C. 結果

(1) 栃木県の事情とNPO法人那須フロンティアの役割

筆者は栃木県那須地域において就労支援に携わっている。那須地域は、那須塩原市、那須町、大田原市の3市町があり、各市町(2023)が公表する人口規模では2023年12月現在では合計21

万5千人程度である。就労系障害福祉サービスの事情としては、栃木県内全域で同様であるが、就労移行支援が減少、就労継続支援A型が微増、就労継続支援B型が増加している傾向にある。この背景には、就職先となる企業数の少なさ、限られた障害者の移動手段(公共交通機関の整備の不十分さ)、それに伴う一般就労実現の難しさがあることから、特に就労移行支援の運営が困難な事情がある。このことから、一般就労への支援、福祉的就労への支援のどちらについても、就労継続支援A型や就労継続支援B型が担う必要性が出てきている。この那須地域において、筆者はNPO法人那須フロンティアという障害福祉事業所を運営している。「メンタルヘルスを中心としたまちづくりへの寄与」をテーマとして1999年に開設した。開設以来、様々な事業を運営してきたが、現在は、就労移行支援、職場適応援助者支援、地域活動支援センター事業I型、委託相談支援、指定一般相談支援、指定特定相談支援などを実施している。また、令和4~5年度栃木県就労移行・定着支援強化委託事業への協力をしており、栃木県

内の就労系障害福祉サービス事業所に対して支援のコンサルテーションを行なっている。これらの立場から、当法人で行う対象者への支援のみならず、他の事業所の支援する対象者支援に協力をする役割を担っている。

(2) 就労時間延長支援と復職支援

就労継続支援A型や就労継続支援B型を利用する対象者の中には、現状の福祉的就労から一般就労へ挑戦したいと考える者がいる。しかしながら、対象者もそうであるが、身近な支援者も一般就労へ移行することで失敗体験を積むことになってしまうのではないかという不安や、どのような職種に適性があるのか見極めが困難であるという相談を受けることがある。このような場合、例えば当法人の就労移行支援や地域活動支援センター事業I型の活動を活用し、短期的なアセスメントを実施してその情報を対象者や支援者と共有し、一般就労の可能性を関係者間で検討をするということを実施した経験がある。また、精神疾患や高次脳機能障害などによる休職中の方についても、治療に携わっていた医療機関の職員や、職場の上司から相談を受けることがある。この際には、委託相談支援が介入することが多く、状況の整理や利用可能な制度、支援機関などを検討している。

栃木県那須地域の産業としては、農業や観光業があり、農業であれば収穫時期、観光業であれば集客時期には繁忙期になり、一方で年間通じて業務量が一定であるわけではなく、閑散期とが入り混じる特徴がある。それに加え、地方地域は少子高齢化の影響があり、労働者の確保が困難でもある。事業の経営者からすると、繁忙期のみ労働者を確保するという事は困難でもあるため、障害がある対象者が就労することに対して期待を寄

せる声も多く聞く。

これらの就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者や支援者、医療機関の医療従事者、企業関係者などは、地域に存在するより身近な支援事業所へアクセスし、相談ができることを求めており、那須地域においては委託相談支援がその役割を担っているように思える。他の支援事業所からの相談の際には、一人の対象者支援のあり方を検討することをきっかけとし、アセスメント力をさらに高めたいという要望から事例検討会などを行うことがある。これら関わりに対しては、当法人が一方的な助言を行なっているわけではなく、関係者間で情報を共有し、皆で検討するよう心がけている。藤田ら(2013)は、関連職種連携は多数の学問領域の者が集まっただけでは成立せず、相互に作用し合うことで実現すると述べている。那須地区においても、一つの課題を皆で共有し、顔が見える関係を作り、ネットワークが形成されることが重要であり、この繰り返し支援の質を高める最良の法略であると考えている。

(3) 一般就労からのフェードアウト支援

前述した厚生労働省障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会においては、一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用については、就労時間の延長支援と復職支援が必要と報告されている。那須地区で長期的に就労支援に従事していると、前述の対象とは異なり、一般就労から徐々に就労系障害福祉サービスの利用に移行していかざるを得ない対象者がいる。例えば、加齢に伴い体力が低下していくことや、他の疾患を罹患して労働遂行能力が低下していく対象者。親と同居して生活をしてきたが、親が死去して生活管理を自身で行わなければならなくなった対象者。これらは、一般就労をしてから長い時間が経過してか

ら生じる健康課題、生活課題である。具体的な支援としては、勤務日数や勤務時間を調整する対応を、企業や対象者とともに検討し、さらには生活支援（医療機関への同行訪問、家事の工夫を検討など）、就労系障害福祉サービスとの利用内容の調整などを行っている。昨今の検討内容とは異なる課題ではあるが、障害がある対象者の就労生活では向かい合わなければならない課題の一つであるため、今後、議論を深めていく必要があると考える。

D. 結論

那須地域においては、利用者にとって必要であると判断されれば、これまでも柔軟に支給決定がされていた。しかしながら、他の地域では、社会資源の供給量によって判断は分かれていたものと思える。今回の厚生労働省での議論により、支給決定は不足なく提供されることを期待したいが、前述のフェードアウト支援などは、まだ課題として残っている。今後も、継続的な議論が必要であると考えます。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 野崎智仁：障害福祉事業所から見た一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的利用，職業リハビリテーション，37(2)，44-45，2024

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

H. 引用参考文献

厚生労働省（2021）障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書，厚生労働省．<<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000789575.pdf>>，<2023年12月28日>

那須塩原市（2023）人口・世帯数の推移【令和5年度】，那須塩原市．<<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/shiminka/tokei/1/16672.html>>，<2023年12月28日>

大田原市（2023）毎月人口，大田原市．<<https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082774743/>>，<2023年12月28日>

那須町（2023）住民基本台帳人口（過去の人口），那須町．<<https://www.town.nasu.lg.jp/0266/info-0000000259-1.html>>，<2023年12月28日>

藤田郁代・北島正樹・丸山仁司ら（2013）医療福祉をつなぐ関連職種連携，13-15，南江堂．